

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年6月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	5件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600008号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600010号

第1 結論

昭和60年7月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月から昭和63年9月まで

私は、請求期間においてA事業所で臨時職員として勤務し、当該期間の国民年金保険料を納付していた。しかし、国の記録では、昭和60年7月から昭和61年3月までの期間の国民年金保険料は還付され、当該期間を含む請求期間が国民年金の未加入期間とされているが、私は還付手続を行った記憶も無い上、昭和63年10月1日にB共済組合に加入するまでは、両親が国民年金保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るC町の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和60年7月15日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、オンライン記録によると、請求期間は国民年金の未加入期間とされている上、請求期間のうち一旦は納付された昭和60年7月から昭和61年3月までの期間の国民年金保険料が「厚生年金等加入」の理由により昭和60年12月26日付けで還付決議されていることが確認できる。

しかしながら、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は、臨時職員であったとしている請求期間の大部分の期間について、同事業所において健康保険にのみ加入していることが確認できるところ、オンライ

ン記録によると、請求者は、請求期間においてB共済組合及び他の被用者年金に加入していた記録は確認できない上、A事業所から提出されたB共済組合の組合員証及び同共済組合から提出された請求者に係る組合員資格新規取得届、組合員資格異動届等処理済通知書（控）及び資格関係情報によると、請求者が同共済組合の組合員資格を取得したのは昭和63年10月1日であり、請求期間については同共済組合に加入していなかったことが確認できる。

これらのことから、請求者が昭和60年7月15日に国民年金の被保険者資格を喪失し、納付済みの昭和60年7月から昭和61年3月までの期間の国民年金保険料を「厚生年金等加入」として還付する合理的な理由は見当たらず、当該期間の保険料は誤還付であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和60年7月から昭和61年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和61年4月から昭和63年9月までの期間は、国民年金の未加入期間として記録されており、制度上、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、請求者は、当該期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、納付を行ったとする両親も具体的な納付金額及び納付方法について覚えていないとしており、保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、請求者の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間について、請求者の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が昭和61年4月から昭和63年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500394号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600029号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和53年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和53年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和53年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年9月20日から昭和52年6月1日まで
② 昭和53年5月29日から同年7月1日まで

請求期間①について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和52年6月1日となっているが、私は昭和51年9月20日から昭和53年5月28日まで同社に継続して勤務していたので、昭和51年9月20日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和53年7月1日となっているが、私は同年5月29日から同年8月20日まで同社に継続して勤務していたので、同年5月29日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、雇用保険の加入記録によれば、請求者は、B社において昭和53年5月22日に被保険者資格を取得し、同年8月20日に離職していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社において昭和53年4月以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、B社で同資格を取得した者のうち、所在が確認できた11人に照会したところ、回答が得られた7人のうち5人は、請求期間②において請求者は同社に正社員として勤務していたと回答していることから、請求者は、請求期間②において同社に継続して勤務していたものと推認できる。

さらに、請求期間②において、請求者と同じ日である昭和53年8月21日にB社における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、請求者と同じ業務内容であったとする同僚は、請求期間②に係る給料明細書を所持しているところ、同社から支給された同年8月分の給与において、事業主から2か月分（昭和53年6月分及び同年7月分）の厚生年金保険料を控除されたことが確認できる上、当該同僚もその旨の説明を同社の社会保険事務担当者から受けたと思うと陳述している。

加えて、B社の元代表取締役は、請求者の昭和53年6月分及び同年7月分の厚生年金保険料の控除について、同社の社会保険事務担当者が前述の同僚に対して同様の説明を行った旨陳述していることから、請求者についても同様に保険料が控除されていたものと推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、B社において、請求期間②のうち昭和53年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間②のうち、昭和53年6月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額については、B社の事業所別被保険者名簿における請求者の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、昭和53年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述しているが、請求期間②において、B社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間②のうち、昭和53年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち昭和53年5月29日から同年6月1日までの期間につい

て、雇用保険の加入記録及び前述の同僚等の回答により、請求者は、当該期間においてB社に継続して勤務していたことは認められるものの、その同僚が所持する給料明細書によれば、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、当該同僚と同様の業務内容であった請求者についても同様に保険料が控除されていなかったものと推認できる。

このほか、請求者の昭和53年5月29日から同年6月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間①について、オンライン記録により、A社において昭和53年4月以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のうち、所在が確認できた12人に照会したところ、回答が得られた6人のうち1人は、「請求者は昭和52年1月から同年2月までの期間にA社に勤務し始めた記憶がある。」旨陳述していることから、請求者は、請求期間①のうち一部の期間については同社に勤務していたものと考えられる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によれば、事業所名は不明であるものの、請求者は、昭和52年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録によれば、当該資格取得年月日は請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

また、A社の取締役であった二人は、「A社では試用期間があったと思う。厚生年金保険は入社日より数か月程度後に加入させていたと聞いたことがある。」旨陳述していることから、同社では、必ずしも全ての社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間①当時のA社の代表取締役及び社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、請求者に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求者は、同社において昭和52年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和53年5月29日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500413号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600030号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年10月から平成19年8月までの標準報酬月額については、41万円を50万円とする。

平成18年10月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年10月から平成19年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年10月1日から平成19年9月1日まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額の記録を確認したところ、A社の記録のうち、請求期間の標準報酬月額が41万円とされており、私の記憶する給与総支給額に見合う標準報酬月額と相違していた。同社は、最近になって訂正届を提出し、請求期間の標準報酬月額は50万円とされたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。同社には、請求期間当時の源泉徴収簿等の資料が残されており、当該資料により厚生年金保険料の控除が確認できるはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初41万円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消

滅した後の平成 28 年 2 月 19 日に、請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）」が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間に係る標準報酬月額が 50 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（50 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（41 万円）となっている。

また、A社が保管する請求者に係る「平成 18 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿」、平成 18 年 12 月分給与に係る「給与支給控除一覧表」及び請求者に係る「19 年賃金台帳」によれば、請求者は、請求期間において、オンライン記録で確認できる当初記録されていた標準報酬月額（41 万円）を超える標準報酬月額（50 万円）に見合う報酬月額（49 万円）の支払いを受け、当該標準報酬月額（50 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の所得税源泉徴収簿等により確認できる厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額から 50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）」を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 28 年 2 月 19 日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600002号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600031号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社B支店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年3月26日から同年4月2日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月26日から同年4月2日まで

私は、請求期間当時、A社B支店に勤務しており、昭和37年4月1日付けで関連会社であるD社E工場(現在は、C社F工場)にGの身分として異動した。請求期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、資格喪失年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社B支店又は同社の関連会社であるD社E工場に継続して勤務し(A社B支店からD社E工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者と同様にA社B支店において昭和37年3月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、D社E工場において同年4月2日に被保険者資格を取得した同僚の一人が保管している給料支払明細書によると、昭和37年3月分の給与はA社、同年4月分の給与はD社E工場から支払われている上、異

動先の同社E工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年4月2日であることから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社B支店の事業所別被保険者名簿における請求者の昭和37年2月の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500357号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600032号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のF社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年4月1日から昭和57年8月1日まで
② 昭和63年6月1日から平成4年4月21日まで
③ 平成6年1月10日から同年2月1日まで
④ 平成7年7月1日から平成9年7月1日まで
⑤ 平成11年4月8日から平成14年5月11日まで

請求期間①について、私は、昭和49年頃からA社の子会社であったG社(昭和58年9月21日にA社に合併し解散)にパートとして勤務していたが、昭和54年4月に同社の工場がH市I地区から同市J地区に移転したときにA社と合併し、同社の正社員になり、昭和59年4月30日まで勤務した。

厚生年金保険の記録では、昭和54年4月1日から昭和56年4月1日までの期間は厚生年金保険の加入記録が無く、同年4月1日から昭和57年8月1日までの期間はG社において厚生年金保険の被保険者となっており、A社の被保険者資

格取得年月日は昭和 57 年 8 月 1 日となっている。

しかし、請求期間①はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたので、同社における被保険者資格取得年月日を昭和 54 年 4 月 1 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、厚生年金保険の記録では、C社における標準報酬月額は、9万2,000円から16万円とされているが、月額16万8,000円から22万円くらいの給与が支給されていたので、請求期間②の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間③について、私は、D社に平成6年1月10日に入社したが、厚生年金保険の記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年2月1日とされているので、同年1月10日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間④について、厚生年金保険の記録では、E社における標準報酬月額は、13万4,000円又は16万円とされているが、入社時には月額15万円から16万円、退社する頃には19万8,000円の給与が支給されていたので、請求期間④の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑤について、厚生年金保険の記録では、F社における標準報酬月額は、14万2,000円から17万円とされているが、19万8,000円の給与が支給されていたので、請求期間⑤の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、「昭和49年頃からA社の子会社であったG社にパート従業員として勤務していたが、昭和54年4月に同社の工場がH市I地区から同市J地区に移転したときにA社と合併し、同社の正社員になった。」旨主張しているが、請求者から提出された「表彰状 八年勤続」は、昭和56年12月14日付けでG社から発行されたものであることから、請求期間①のうち、昭和54年4月1日から昭和56年12月14日までの期間は、同社に勤務していたことが確認できる。

また、G社の工場移転時の工場長から提出された「A社年表」によると、昭和53年10月にI地区の工場を閉鎖し、J地区の工場が新設されたことが記載されているが、A社がG社を吸収合併したのは、昭和58年9月とされていることが確認できる上、当該工場長は、「G社は、A社の子会社であったが、G社がA社に合併したのは、工場移転と同時ではなく昭和58年9月である。」旨回答しており、複数の同僚も同様の証言をしている。

さらに、請求者に係る国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、請求期間①のうち昭和54年4月1日から昭和56年4月1日までは国民年金の被

保険者であり、そのうち、昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 3 月までは申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、請求者の G 社及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、G 社において請求期間①のうち昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得、昭和 57 年 8 月 1 日に同資格を喪失し、A 社において同年 8 月 1 日に同資格を取得していることが確認できるところ、オンライン記録によると、請求者と同じく同年 8 月 1 日に G 社に係る被保険者資格を喪失し、同日に A 社に係る被保険者資格を取得している者は、請求者のほかに 71 人確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者の B 社に係る被保険者資格の取得年月日は昭和 54 年 4 月 2 日、離職年月日は昭和 59 年 4 月 30 日であることが確認できるが、雇用保険の事業所台帳全記録照会によると、同社は G 社が昭和 57 年 8 月 1 日に A 社に統合し、平成 20 年 4 月に現在の名称に変更していることが確認でき、請求期間①について B 社に係る雇用保険の加入記録が確認できることは不自然ではない。

さらに、B 社は、請求期間①当時の資料は無いとしており、請求者の当該期間の勤務実態等について確認できない。

これらのことから、請求期間①について請求者が A 社において勤務していたことは確認できない。

このほか、請求期間①において請求者の A 社に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を A 社により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、昭和 63 年 11 月 1 日に C 社が編入している K 健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者台帳によると、請求期間②のうち昭和 63 年 11 月 1 日から平成 4 年 4 月 21 日までの標準報酬月額、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、請求期間②当時の C 社の総務経理部長は、「C 社は、L 社の事業を継承し、従業員もそのまま異動した。」旨陳述していることから、オンライン記録により、L 社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和 59 年 7 月以降に取得している者のうち、請求者と同様に昭和 63 年 6 月 1 日に同社の被保険者資格を喪失し、同日に C 社の被保険者資格を取得している 13 人について標準報酬月額を確認したが、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

さらに、上記 13 人のうち所在が確認できた 11 人、請求者が請求期間②当時の C 社の同僚として名前を挙げた上記総務経理部長を含む 4 人及び前述の同僚に対する照会の回答において請求期間②当時の同社の社会保険事務担当者として

名前が挙がった2人の計17人に照会したところ、10人から回答があり、そのうち、総務経理部長から提出された請求者に係る平成4年4月1日付け「給与の基本台帳」によると、同年3月頃の給与額は、基本給12万7,500円、諸手当1万4,000円、月収14万1,500円とされており、請求者が主張する給与額(22万円)よりも低額であったことがうかがえる上、請求者の平成4年3月に係るオンライン記録の標準報酬月額(16万円)に近い金額となっている。また、そのほかの同僚からも、請求者の請求内容を裏付ける証言は得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によると、C社が平成6年11月14日に名称変更したM社は、「C社の一部を買い取り新会社として設立したので、同社に係る過去のデータ等は当社には無い。」旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、請求者のC社に係るオンライン記録によると、請求期間②の標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの不自然な処理は認められない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 請求期間③について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、当該期間においてD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間③当時、D社において社会保険事務を担当していたとする者は、「請求期間③当時は試用期間があり、社会保険への加入は工場長の判断で決めていたが、雇用保険は入社してすぐに加入させていた。」旨回答している上、同社において請求者と同じく平成6年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している15人は、同社において雇用保険の被保険者資格を取得した日よりも約半月から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求期間当時、同社では入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、D社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成14年12月3日に解散しており、同社の元代表取締役等に照会しても回答を得られず、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間③は国民年金の被保険者であり、当該期間は申請免除期間とされている。

加えて、D社に係るオンライン記録によると、請求期間③に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間④について、E社から提出された請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、平成7年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した時点において標準報酬月額（13万4,000円）に相当する報酬月額（13万円）で届出され、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、平成8年10月の定時決定で標準報酬月額（16万円）に相当する3か月の平均の報酬月額（16万360円）で届出されていることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、E社から提出された請求者に係る所得税源泉徴収簿兼貸金台帳及び元帳によると、請求期間④について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認でき、上記台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額である。

さらに、請求者から提出された雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算出できる対象期間の給与月額の平均額は、オンライン記録における標準報酬月額とほぼ同額となる。

加えて、請求者のE社に係るオンライン記録によると、請求期間④の標準報酬月額を遡及して訂正するなどの不自然な処理は認められない。

このほか、請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間④について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間⑤について、請求者から提出された「平成14年度町・県民税課税証明書」において確認できる社会保険料控除額（26万417円）は、オンライン記録における標準報酬月額に基づき算出される厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料の被保険者負担分及び当該課税証明書において確認できる給与収入額か

ら算出される雇用保険料の合計額とほぼ同額となることが確認できる。

また、N銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表によると、請求期間⑤のうち平成11年4月から平成13年1月までの期間における給与が入金されていることが確認でき、その金額は、請求者から提出された家計簿に記載されている給与額と概ね一致しているところ、当該明細表により確認できる給与額は、7万4,000円から約15万円までと支給月により差があることが確認でき、当該期間における請求者の報酬月額は、請求者が主張する報酬月額（19万8,000円）よりも低額であったことがうかがえる。

さらに、請求者から提出された雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から算出できる対象期間の給与月額の平均額は、オンライン記録における標準報酬月額とほぼ同額となる。

加えて、オンライン記録により、平成8年から平成12年までの期間にF社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、請求期間⑤に6月以上の被保険者期間がある22人について標準報酬月額を確認したが、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

また、請求者が請求期間⑤当時の同僚として名前を挙げた5人及び前述の22人の計27人に対して照会したところ、11人から回答があったが、請求者の請求内容を裏付ける証言は得ることができなかった。

さらに、F社は、請求者に係る資料は保管していないと回答しており、請求者の請求期間⑤に係る厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

加えて、請求者のF社に係るオンライン記録によると、請求期間⑤の標準報酬月額を遡及して訂正するなどの不自然な処理は認められない。

このほか、請求者の請求期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間⑤について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500393号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600033号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和59年5月1日から昭和60年3月1日まで

② 昭和60年3月1日から同年7月1日まで

③ 昭和60年7月1日から昭和61年4月1日まで

請求期間①について、A社で準社員として勤務した。

請求期間②について、C社に勤務した。

請求期間③について、D社でE業務を行い、在職期間中に交付を受けたE業務に関する従事者手帳を所持している。

しかし、請求期間①、②及び③が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社から提出された請求者に係る「健康保険 厚生年金保険 失業保険被保険者名簿」に記載された失業保険の資格取得年月日及び資格喪失年月日により、請求者は、請求期間①のうち昭和59年6月20日から昭和60年2月27日までの期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、前述の被保険者名簿において、請求者に係る厚生年金保

険被保険者台帳記号番号の記載が無いことから、請求期間①において厚生年金保険に加入させていなかったと思うと回答している。

また、オンライン記録によると、請求期間①を含む昭和 59 年 4 月 1 日から昭和 60 年 8 月 16 日までの期間に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間②のうち昭和 60 年 3 月 25 日から同年 5 月 17 日までの期間において C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、C 社は、「請求期間②当時、試用期間は 3 か月であり、その間は臨時社員で厚生年金保険に加入させなかった。」旨回答しているが、同社は請求期間②当時の資料は廃棄したと回答していることから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間②を含む昭和 58 年 11 月 1 日から昭和 61 年 6 月 1 日までの期間に C 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

請求期間③について、請求者が名前を挙げた同僚の一人は、「請求者の勤務期間は不明だが D 社に勤務していた。」旨回答している上、D 社から提出された労働者名簿によれば、「雇入 60 年 7 月 8 日 解雇退職 60 年 10 月 7 日」の記載が確認できることから、請求者は、請求期間③のうち昭和 60 年 7 月 8 日から同年 10 月 7 日までの期間は同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、D 社は、前述の労働者名簿以外の資料は保管していないと回答していることから、請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間③を含む昭和 60 年 5 月 1 日から昭和 61 年 10 月 1 日までの期間に D 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500410号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年3月2日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和53年3月2日から勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が同年9月1日とされているので、同年3月2日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元事業主、請求期間当時の同社の役員及び複数の同僚の回答から、請求者は、昭和53年3月から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、元事業主は、「当時の資料は保管していないが、請求期間当時は、新たに採用した従業員は原則として試用期間を6か月以内とし、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかったことから、請求期間は試用期間中であつたと思われる上、前述の元役員も「従業員には試用期間があり、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったのは知っている。」旨回答している。

また、請求者が名前を挙げた同僚及び請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち所在が確認できた17人に対して照会したところ、14人から回答があり、このうち自身の勤務期間について回答している7人のうち6人はオンライン記録における同社の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と入社したとする時期が相違している。

さらに、上記7人のうち残る1人は、A社において給与事務を担当していたところ、「すぐに辞める人が多かったため、従業員に試用期間を設け、入社

してすぐには厚生年金保険に加入させておらず、従業員の勤務状況等により、社長が厚生年金保険の加入時期を決めていた。」旨回答していることから、請求期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、いずれも昭和53年9月1日となっている上、当該記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600001号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月25日

私は、A社から平成17年2月25日に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成21年に解散し、平成23年に清算終了しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成17年2月給与のデータによると、同社における賞与の呼称である「半期インセンティブ」の欄には「0」と記載されている上、同清算人も同社から請求者に対して請求期間に係る賞与が支払われた記録は無く、当該賞与に係る厚生年金保険料も控除されていないと回答している。

また、請求期間においてA社から賞与が支払われた記録が確認できる者が所持する平成17年1月分の給与明細書によると、請求期間に係る賞与は、「半期インセンティブ」の支給項目で当該明細書に記載されていることが確認できるところ、請求者から提出された同社の平成17年1月分の給与明細書によると、「半期インセンティブ」の支給項目は無く、請求期間において請求者に対して賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600003号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600036号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

私は、A社から平成17年2月に賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本によると、同社は平成21年に解散し、平成23年に清算終了しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者に係る平成17年2月給与のデータによると、同社における賞与の呼称である「半期インセンティブ」の欄には「0」と記載されている上、同清算人も同社から請求者に対して請求期間に係る賞与が支払われた記録は無く、当該賞与に係る厚生年金保険料も控除されていないと回答している。

また、請求期間においてA社から賞与が支払われた記録が確認できる者が所持する平成17年1月分の給与明細書によると、請求期間に係る賞与は、「半期インセンティブ」の支給項目で当該明細書に記載されていることが確認できるところ、請求者から提出された同社の平成17年1月分の給与明細書によると、「半期インセンティブ」の支給項目は無く、請求期間において請求者に対して賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。